

日EU・EPA原産地規則について

2018年11月・12月
財務省関税局・税関

I. 日EU・EPA原産地規則の概要

II. 原産地基準について

III. 原産地手続について

日EU・EPA原産地規則の概要

- 日EU・EPA税率は、EPA相手国の原産品に対してのみ適用される。
- 日EU・EPA原産地規則章では、原産品の定義(原産地基準)やEPA税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地規則)、(2)第B節(原産地手続)、(3)第C節(雑則)、及び(4)品目別規則(PSR: Product Specific Rules of Origin)等の附属書から構成されている。

第A節(原産地規則)

〈原産品〉

完全生産品、原産材料のみから生産される産品、又はPSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品は日EU・EPAにおける原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす)。

第B節(原産地手続)

〈特惠要求手続(証明制度)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。(TPP11と同様)

〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため輸入者への情報提供の要請、輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証、を行うことができる。

第C節(雑則)

セウタ及びメリリャへの適用、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会、経過規定

品目別規則(PSR)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

日EU・EPA原産地規則の概要

○EU域内を一の地域とみなし、本協定に基づく日本国原産品、EU原産品は関税の撤廃又は削減の対象となる。



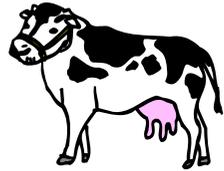
I. 日EU・EPA原産地規則の概要

II. 原産地基準について

III. 原産地手続について

原産品の要件①

①完全に得られ、又は生産される産品



(例) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



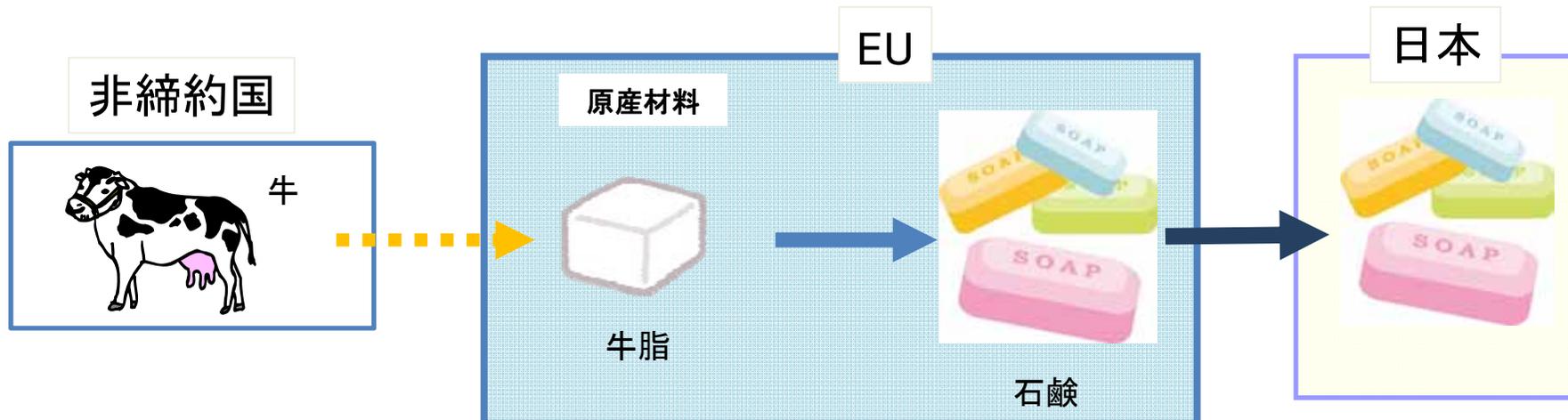
(例) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)

②原産材料のみから生産される産品

○ 締約国 (EU 又は 日本) の原産材料のみから生産される産品。

○ 生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料 (非原産材料) である場合もある。

(例) EU で製造する石鹸

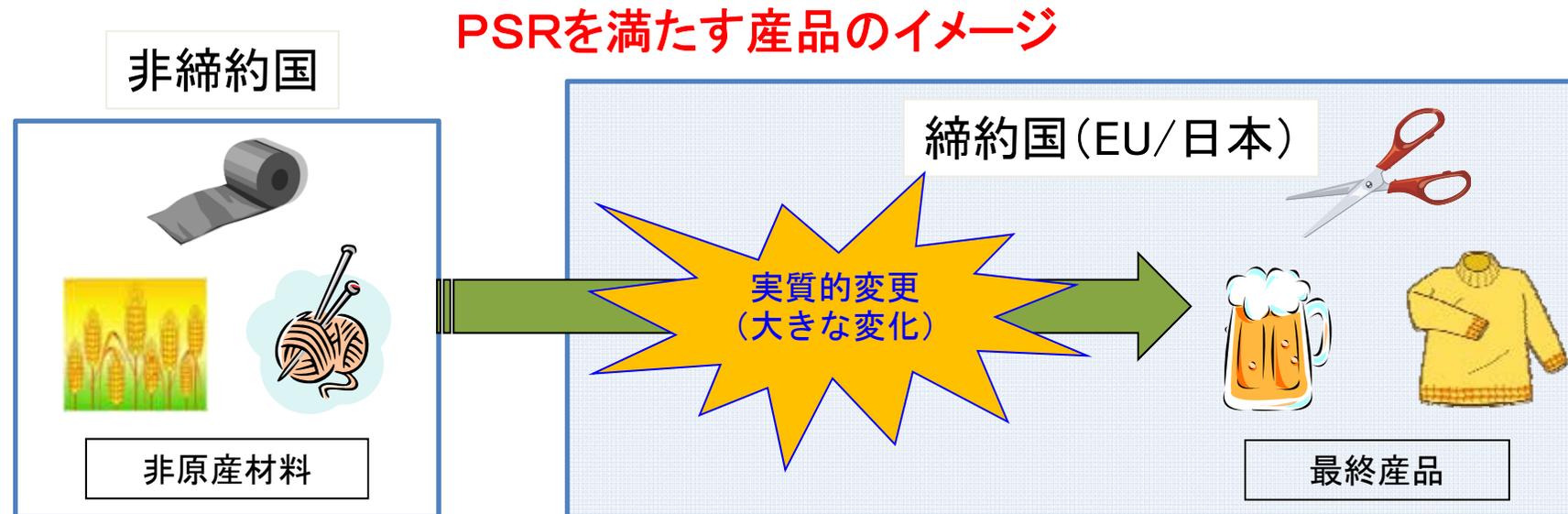


原産品の要件②

③品目別規則(PSR)を満たす産品(実質的変更基準を満たす産品)

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。

○PSRには、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値を付与すること。
- ③加工工程基準: 産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

関税分類変更基準の例

○ 第三国（非締約国）のきゅうり（第07.07項）からEUにおいてきゅうりの酢漬け（第20.01項）を製造。

※ 第20.01項のPSR:CC

○ この場合、非原産材料のきゅうりと最終製品のきゅうりの酢漬けの関税分類番号（類）に特定の変化があることから、きゅうりの酢漬けはPSRを満たし、EU原産品と認められる。



※ 関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1222)・号(6桁で5387)のHS番号が設定されている。

付加価値基準の計算方式

付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式(RVC)と、非原産材料の使用割合に基づく方式(MaxNOM)を併記。

※RVC: Regional Value Content: 域内原産割合

MaxNOM: Maximum value of non-originating materials: 非原産材料使用割合

○ 非原産材料の使用割合(MaxNOM)に基づくもの

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(EXW)}}$$

○ 域内原産割合(RVC)に基づくもの
(控除方式(我が国の過去の協定でも採用))

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

RVCについてはFOB、MaxNOMについてはEXWで算出。輸出国内での運送費分についてFOBの方が高くなることから、一律5%の閾値の差が設けられている。

両者の例

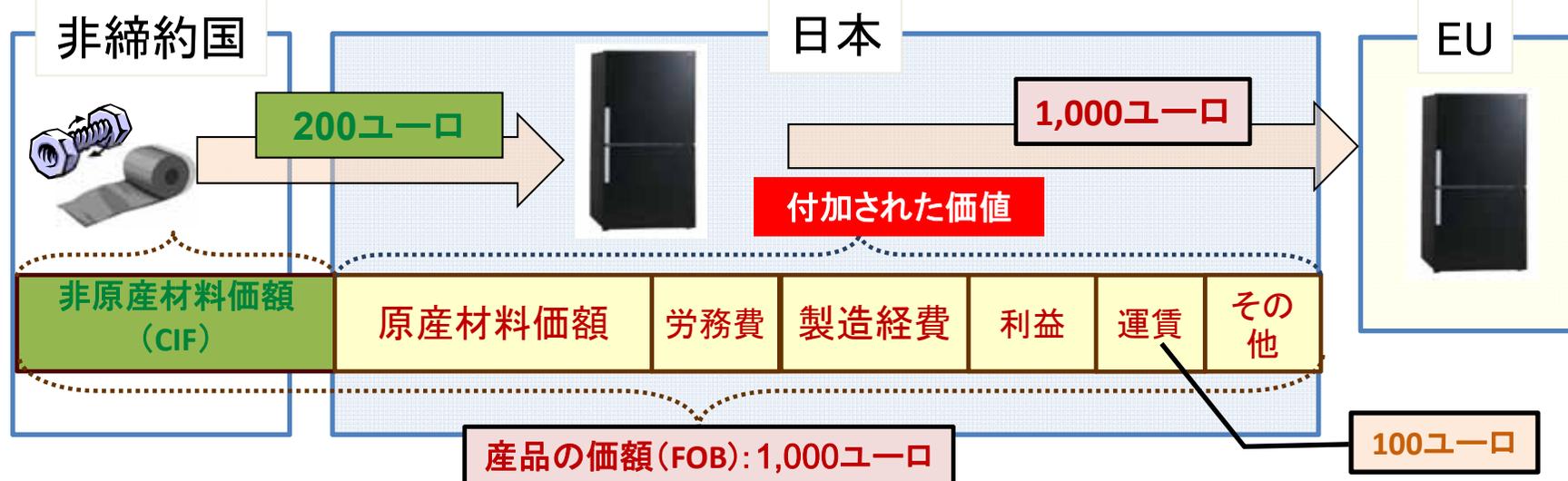
- MaxNOM40% (EXW) 又はRVC65% (FOB)
- MaxNOM50% (EXW) 又はRVC55% (FOB)

付加価値基準の例

- 材料である冷蔵庫の鉄鋼製品等を第三国(非締約国)より輸入し、日本で冷蔵庫を製造。
- RVCで計算すると、日本での製造において、付加された価値(800ユーロ)が、製品全体の価額(1,000ユーロ)に対して55%以上であることから、当該冷蔵庫はPSRを満たし、原産品と認められる。
- MaxNOMで計算すると、非原産材料の価額(200ユーロ)が製品全体の価額(900ユーロ)に対して50%以下であることから、当該冷蔵庫はPSRを満たし、原産品と認められる

冷蔵庫(第84.18項)の品目別規則

CTH、MaxNOM 50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)



$$\text{RVC (FOB)} = \frac{1,000 \text{ユーロ} - 200 \text{ユーロ}}{1,000 \text{ユーロ}} = 80\% \geq 55\%$$

$$\text{MaxNOM (EXW)} = \frac{200 \text{ユーロ}}{1,000 \text{ユーロ} - 100 \text{ユーロ}} = 22\% \leq 50\%$$

加工工程基準の例

○材料であるリジン(HS2922.41)を第三国(非締約国)より輸入し、日本においてリジン塩酸塩(HS2922.41)を製造。

※ 第2922.41号の品目別規則:

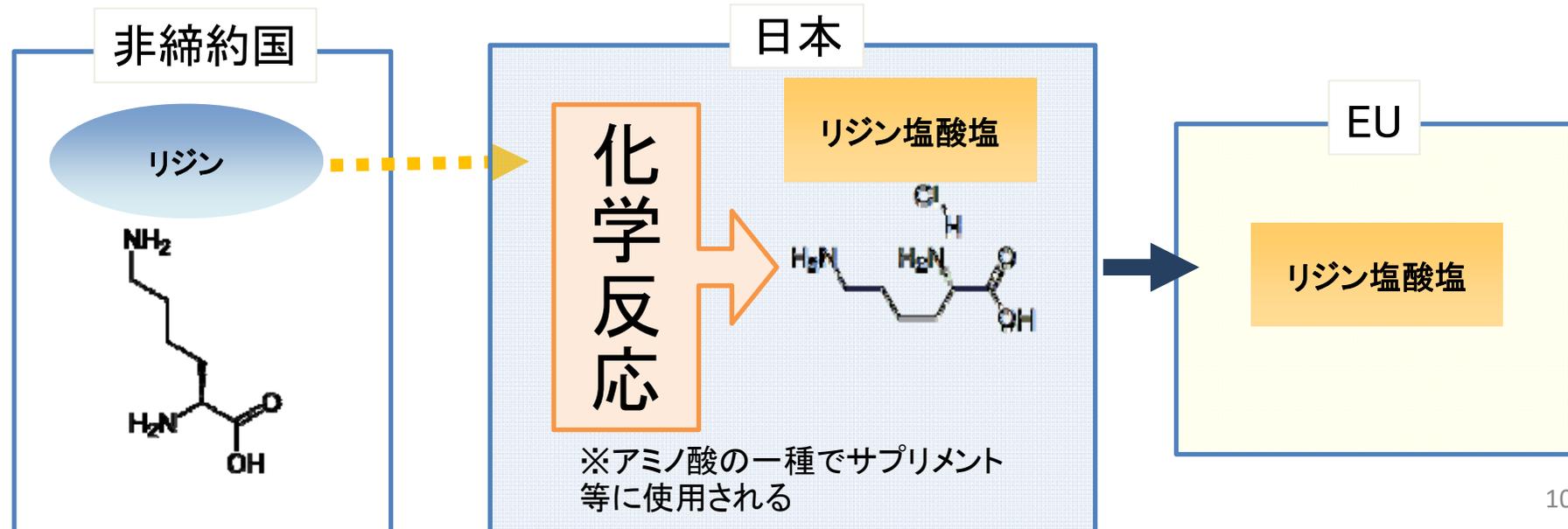
CTSH、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、

MaxNOM50%(EXW) 又は

RVC55%(FOB)

○この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、リジン塩酸塩は加工工程基準(この例の場合、特定の化学反応を経ていること)を満たし、日本の原産品と認められる。

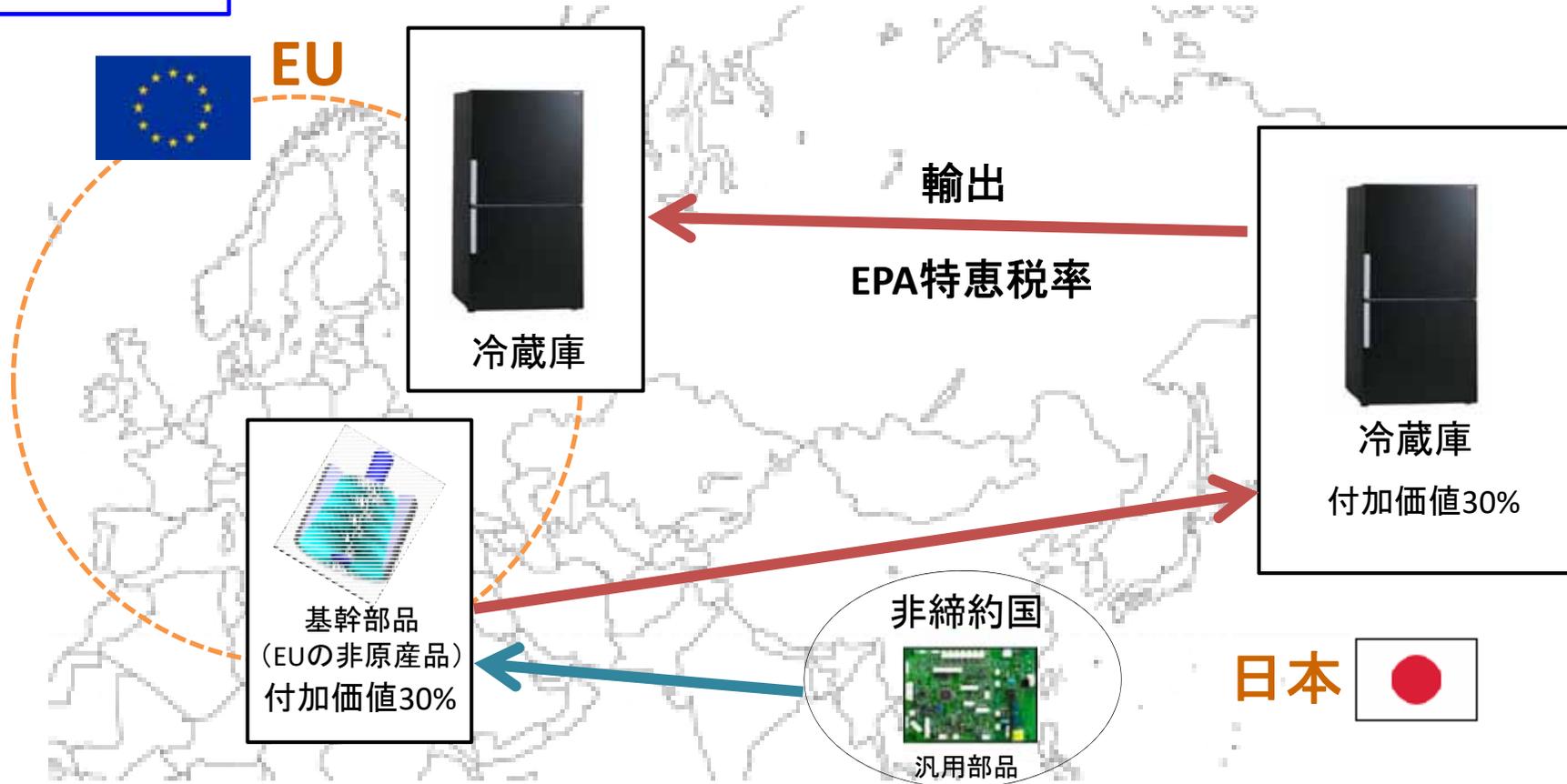


累積

○原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす)。

完全累積制度

(例)原産地規則が「付加価値55%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、日本の付加価値が30%であるため「付加価値55%」を満たせないが、完全累積制度があれば、EUで生産された部品がEU原産品とならなくても、EUで付加された価値30%の足し上げが可能。これにより日本の付加価値30%と合わせ付加価値60%となり、原産品として認められる。

許容限度①

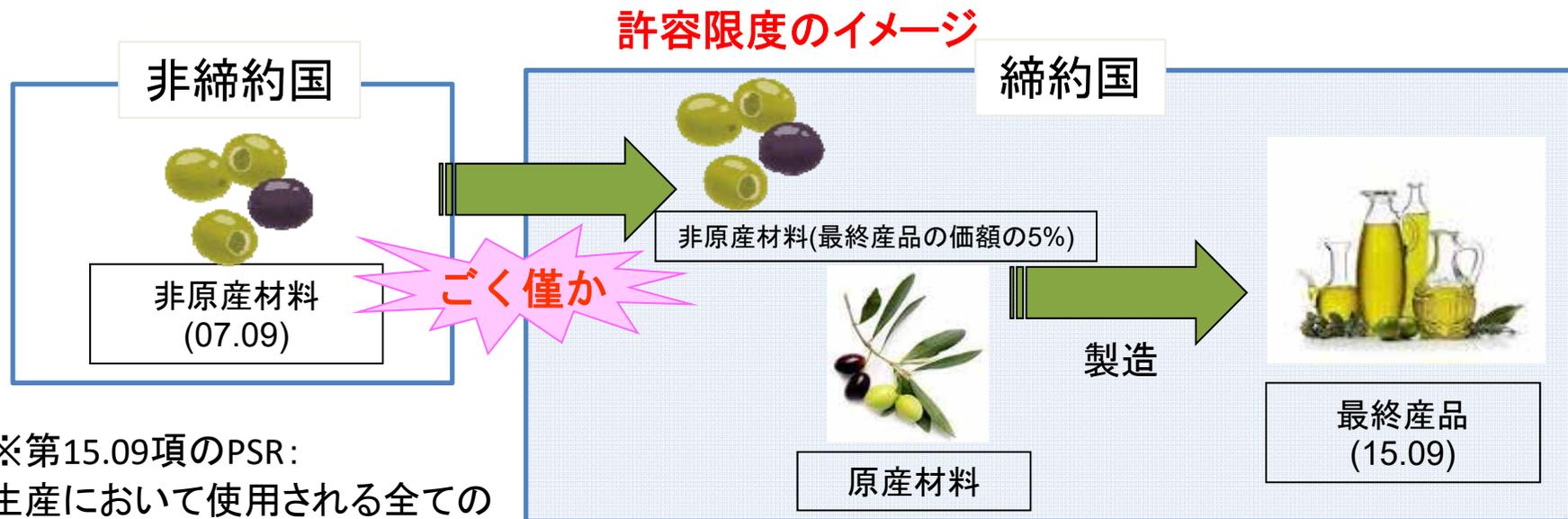
○非原産材料を使用しているも、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

【許容限度(僅少)の基準】

- 第1類から第49類、第64類から第97類の産品の場合には、原則として産品の価額の10%以内
- 第50類から第63類の繊維製品の場合には、当該産品の価額の8%以内/総重量の10%~40%以内(産品の材料の構成等により、異なる許容限度が適用される。)
- 許容限度の基準は、完全に得られる産品には適用されない。PSRで、使用される材料が完全に得られる産品であると規定されている場合は、許容限度の基準は適用される。
- PSRに当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。(PSR上の許容限度(例:産品の価額の15%以内)と上記価額の10%以内は、合算して適用することはできない。)
- 通則3(b)又は3(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットであって、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、産品の価額の15%以内

許容限度②

- 許容限度の基準は、完全に得られる製品には適用されない。
- PSRで、使用される材料が完全に得られる製品であると規定されている場合は、許容限度の基準は適用される。



※第15.09項のPSR:
生産において使用される全ての
植物性材料が締約国において
完全に得られるものであること。

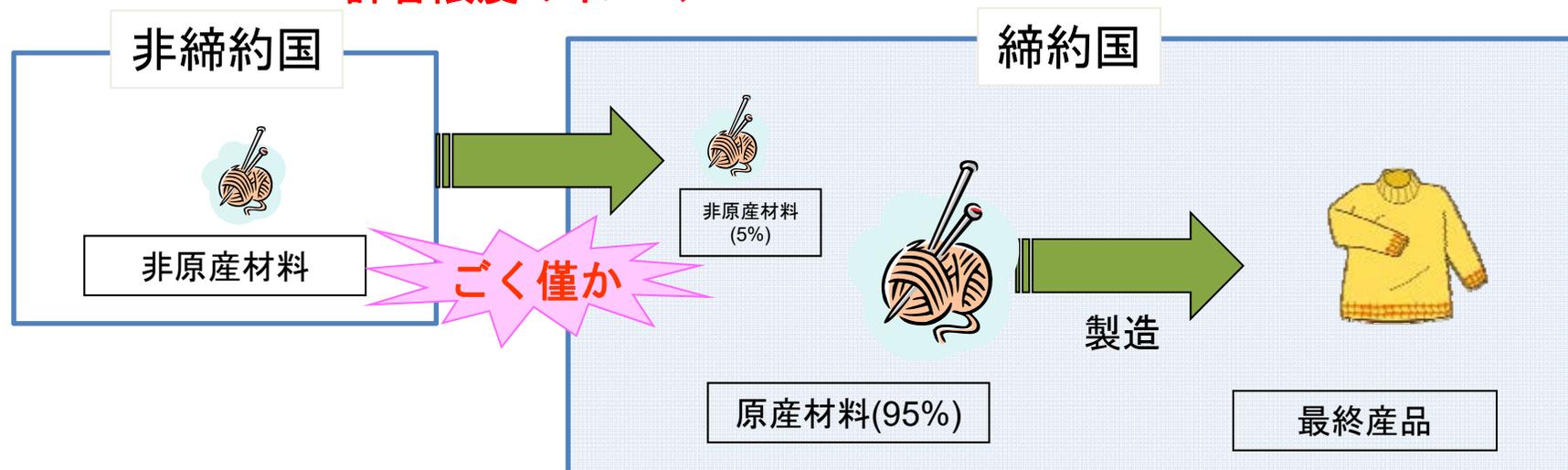
許容限度③(繊維・繊維製品)

○HS第50類から第63類までの製品の許容限度については、附属書3-A注釈6から注釈8に規定されている。

附属書3-A

- 注釈6 用語の定義（「人造繊維」、「天然繊維」、「なせん」、「なせん(独立の作業)」）
- 注釈7 基本的な紡織用繊維の許容限度
- 注釈8 特定の紡織用繊維を用いた製品に適用されるその他の許容限度

許容限度のイメージ



【許容限度の基準】

○第50類から第63類の繊維製品の場合には、当該製品の価額の8%以内/総重量の10%~40%以内(製品の材料の構成等により、異なる許容限度が適用される。)

許容限度④(セットとして分類されるもの)

HSの通則3(b)、3(c)の規定によりセットとして分類されるもの

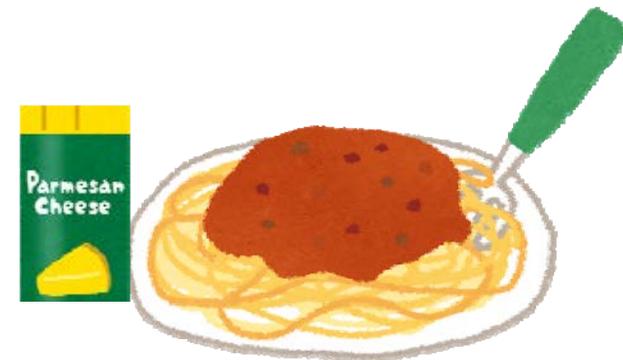
- すべての構成要素が原産品である場合に、締約国の原産品となる。

原産品である構成要素と非原産品である構成要素からなる場合(セットの許容限度)

- 非原産品である構成要素の価額がセットの価額(EXW又はFOB)の15%以下である場合は、締約国の原産品となる。

例) パスタセット

- | | |
|---------------|------|
| • パスタ(原産品) | 5ユーロ |
| • トマトソース(原産品) | 4ユーロ |
| • 粉チーズ(非原産品) | 1ユーロ |



消費時のイメージ

非原産品の粉チーズの価額がセットの価額の10%であることから、当該セットは原産品となる。

自動車関連(付録3-B-1)

- 自動車(HS87.03)及び自動車部品については、付加価値基準の計算において、3つの緩和措置(低い閾値の期間を設けるステージング、TPP類似の柔軟措置(自動車のみ)、拡張累積)を導入。

ステージング

- 自動車(HS87.03) (付加価値計算において、閾値の適用に暫定期間を設定。)

協定発効から3年間	4年目～6年目	7年目以降
付加価値(RVC)50%以上	同55%以上	同60%以上

- 自動車部品(車体、シャーシ)

協定発効から5年間	6年目以降
付加価値(RVC)50%以上	同60%以上

- 自動車部品(エンジン(HS84.07、HS84.08)及び部分品(HS87.08))

協定発効から3年間	4年目以降
付加価値(RVC)45%以上	同55%以上

柔軟措置

HS8703.21～8703.90までの自動車に適用されるPSRを満たすにあたり、使用される材料について、付録3-B-1の第3節の表に定める生産工程が締約国において行われれば、当該材料は締約国の原産材料とみなされる。

拡張累積

第三国の原産材料である自動車部品(HS84.07、HS85.44、HS87.08)であって最終製品である乗用車(HS87.03)を生産するために使用されるものについては、以下(a)～(c)の条件が満たされた場合であって、日EU間で拡張累積の適用開始を別途決定した場合には、原産材料として考慮することが可能。

- 日EU双方が当該第三国とEPAを締結している国であること
- 拡張累積を適用しようとする国(日本)と当該第三国との間で検証依頼への対応等に係る行政上の協力に関する取極が効力を有しており、日本からEUに対し当該取極について通報すること
- 日EUの間で他の全ての適用可能な条件に合意すること

I . 日EU・EPA原産地規則の概要

II . 原産地基準について

III . 原産地手続について

第B節(原産地手続)

《特惠要求手続(証明制度)》

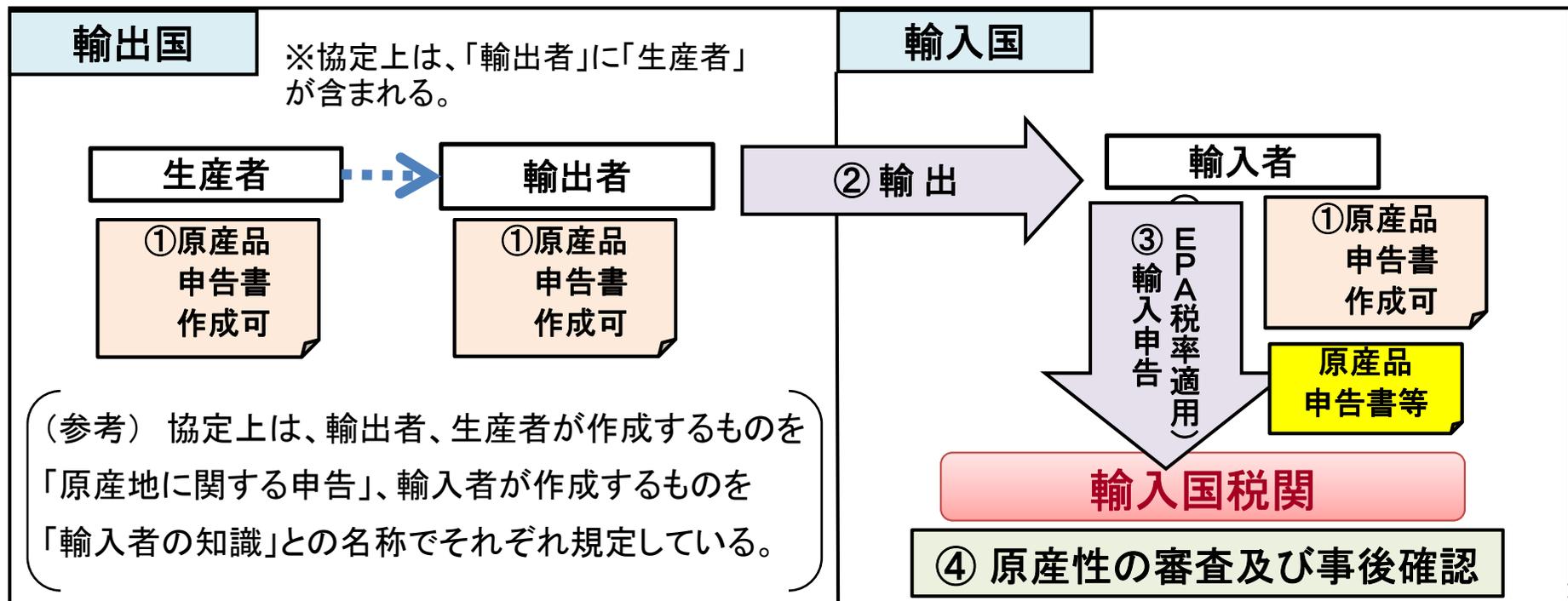
事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

《確認手続(検証)》

輸入国税関が輸出者・生産者に対して行う輸出国検証は、輸出国税関を通じて行う間接検証を採用している。

特惠要求手続①(自己申告制度)

- 自己申告制度が採用されている。(第三者証明制度は採用されていない。)
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。
- 輸出者又は生産者が作成する原産品申告書については、記載様式が協定上規定されている。(附属書3-D)
- 輸入者が作成する原産品申告書については、協定上規定された様式はないものの、別途、任意様式として定める予定。



特恵要求手続②(輸出者・生産者による自己申告)

- 輸出者・生産者による自己申告の場合には、文言が定められており、仕入書 等の商業上の文書に、以下を記載することが協定上明記されている。 ※1
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能。

(期間:.....から.....まで) ※2

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号※3.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準) ※4

(場所及び日付) ※5

(輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))

※1 自己申告の文言は上記和文のほか、英語を含むEUの諸言語で作成可能

※2 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間(12か月以内)

※3 輸出者参照番号: 日本からの輸出者の場合: 法人番号(なお番号を有していない場合は空欄)

※4 A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される製品、C: 実質的変更基準を満たす製品、
(1:関税分類変更基準、2:付加価値基準、3:加工工程基準) D: 累積、E:許容限度

※5 場所及び日付の情報が自己申告を行うインボイス等の文書自体に含まれる場合は省略可能

特恵要求手続③(輸入者による自己申告)

- 輸入者による自己申告については、協定上特定の様式は定められておらず、税関様式のほか、下記記載事項等を記載した任意様式の使用も可能。
- 通関業者が作成することも可能。
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能。

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者又は氏名又は名称及び住所 (国名を含む)			
No.	2. 産品の概要 品名、仕入書の番号 (一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合) 等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準 (A, B, C (Cの場合 1, 2, 3)) 適用するその他の原産性の基準 (D, E)
(様式案)			
5. その他の特記事項			

6. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

印又は署名

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

印又は署名

代理人の住所又は居所

(1) 記載事項

- 輸出者の氏名又は名称及び住所 (国名を含む)
- 産品の概要 (品名、仕入書の番号等)
- 関税分類番号 (6桁、HS2017年版)
- 適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- その他の特記事項

(2) 様式、使用言語

- 左記様式のほか、任意様式の使用も可
- 日本語により作成

特惠要求手続④明細書等の記載・提出要領

- 明細書は輸入者のほか、通関業者が作成することも可能。
- 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」に関しては、当該説明を確認できる書類(契約書、価格表、総部品表、製造工程表等)の添付が必要。
- 以下の場合には、明細書等の提出を原則として省略することが可能。
 - ①文書による事前教示を取得している場合
 - ②一次産品(鉱物等)であって、インボイス等の通関関係書類により、日EU協定の完全生産品であることが確認できる場合
 - ③課税価格の総額が20万円以下の場合

原産品申告明細書
(オーストラリア産品、TFFP11産品、EUI産品)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における産品の番号	3. 産品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO (又は A) <input type="checkbox"/> PE (又は B) <input type="checkbox"/> PSR (又は C (<input type="checkbox"/> CTC (又は 1)・ <input type="checkbox"/> VA (又は 2)・ <input type="checkbox"/> SP (又は 3)・ <input type="checkbox"/> DMI (又は E)・ <input type="checkbox"/> ACU (又は D))	
5. 上記4で適用した原産性の基準を満たすことの説明	
(様式案)	
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は番号	印又は署名
(代理人の氏名又は名称及び住所又は番号)	印又は署名
作成 年 月 日	

(様式A4)

(1) 記載事項

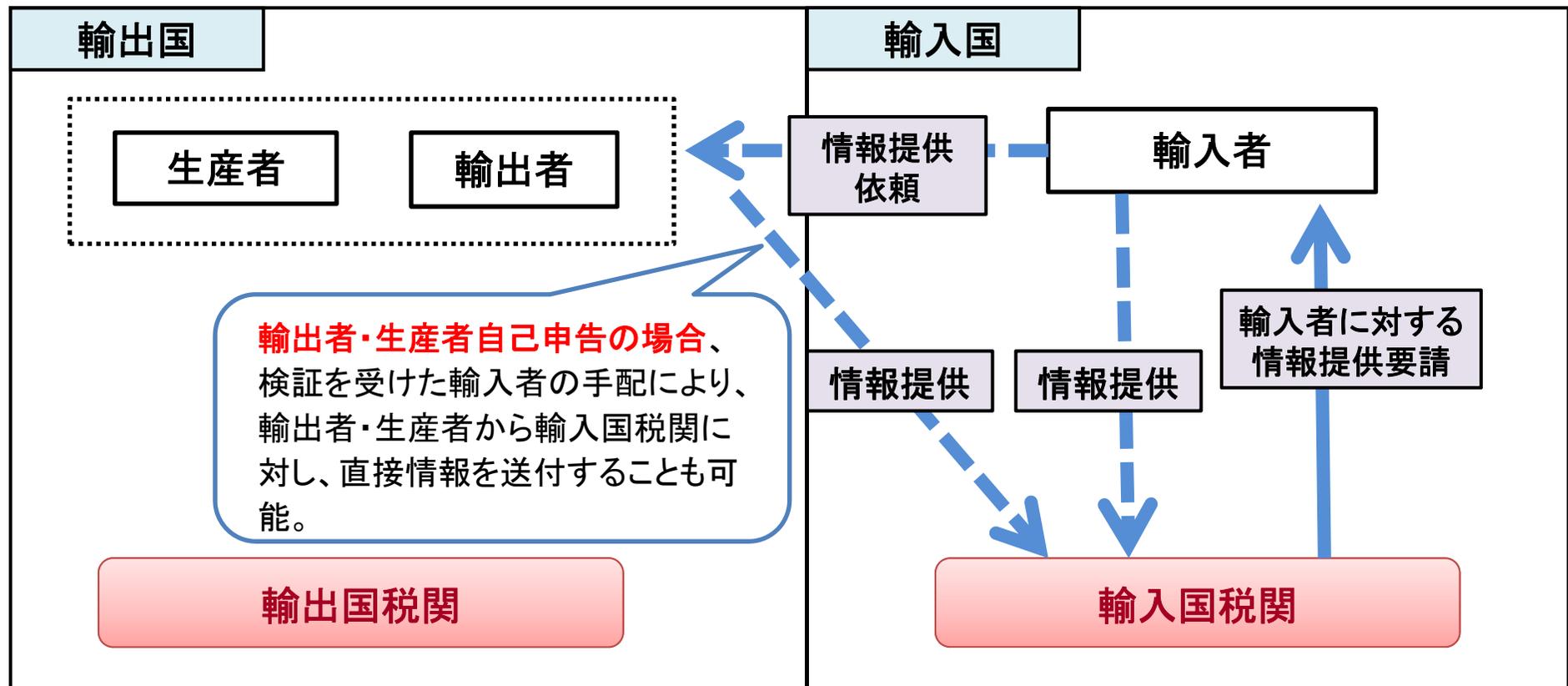
- 仕入書の番号及び日付
- 原産品申告書における産品の番号
- 産品の関税分類番号(HS2017年版)
- 適用する原産性の基準
- 適用した原産性の基準を満たすことの説明
- 当該説明に係る証拠書類の保有者等
- 明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名

(2) 様式、使用言語

- 税関様式を使用
- 日本語により作成

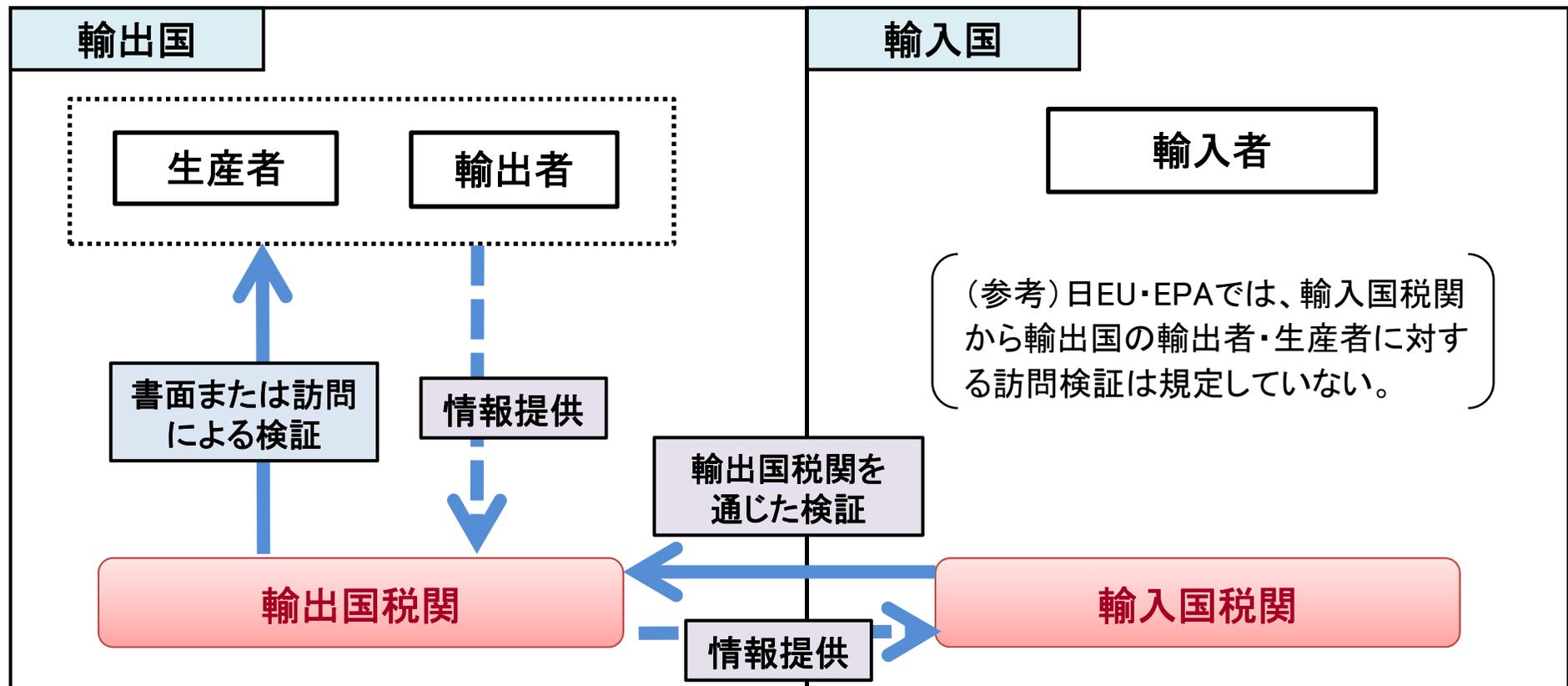
確認手続(検証)①

- 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。
 - ① 輸入者に対する検証
 - ② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証
※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠税率の適用を否認



確認手続(検証)②

- 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。
 - ① 輸入者に対する検証
 - ② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証
※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠税率の適用を否認



書類の保存

書類の保存

輸入者	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 輸入者自己申告の場合は、産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示すすべての記録。◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書面。
輸出者・生産者	<ul style="list-style-type: none">◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から4年間、以下の書類を保管。✓ 申告書面の写し、✓ 産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示すすべての記録。

変更の禁止(積送基準)

○変更の禁止:一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続き原産品と認められる。

①輸出後、輸入までに変更、改変を行ってないこと。

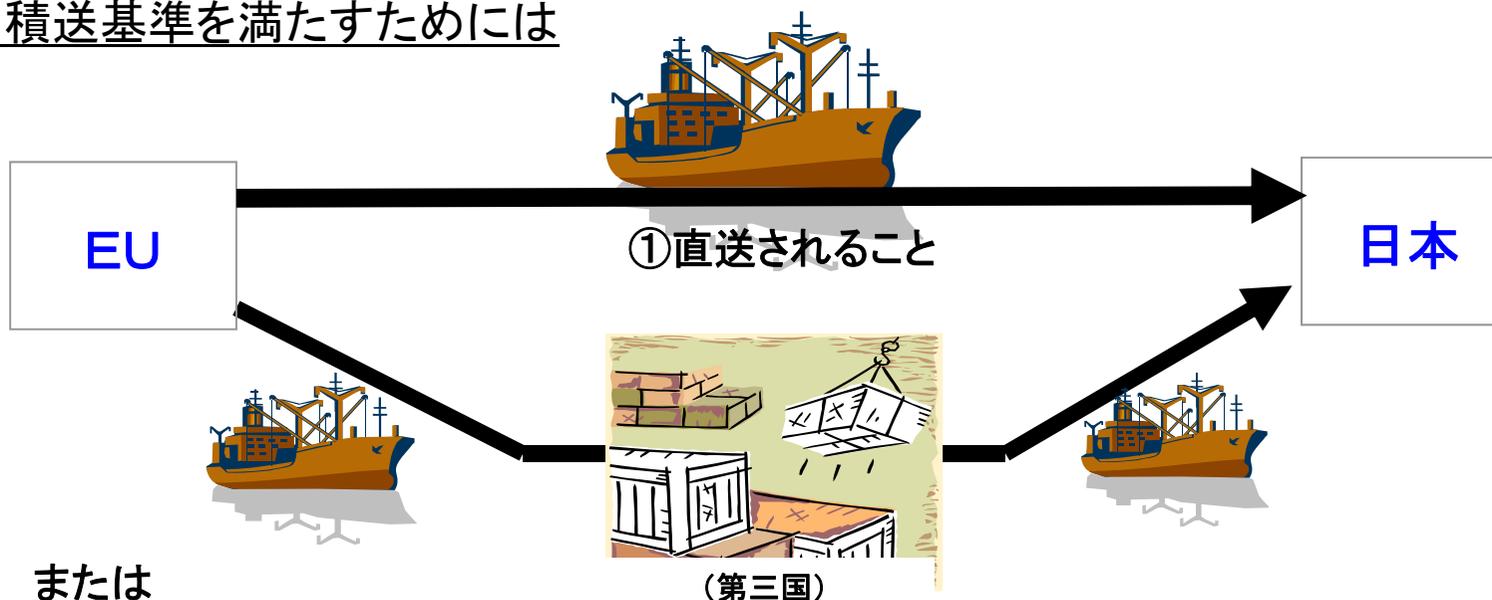
②原産品を良好な状態に保存するために必要な工程及びマーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程(輸入締約国の特定の国内的な要件の順守を確保するためのもの)以外の工程を行ってないこと。

○製品の蔵置又は展示は、第三国において税関の監視下に置かれていることを条件として行うことができる。

○貨物の分割が、輸出者又は輸出者の責任の下に行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視下に置かれていることを条件として、当該第三国で行うことができる。

○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



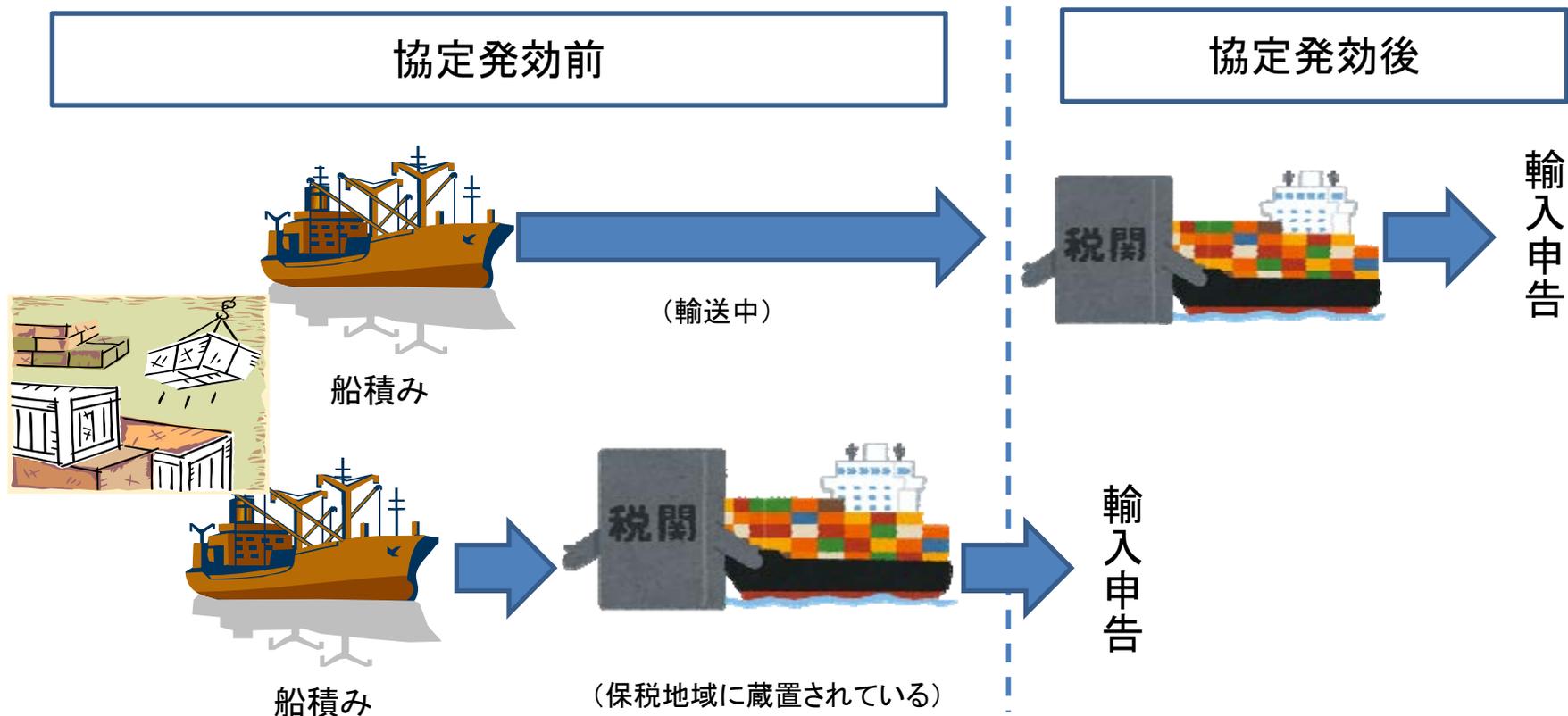
②第三国を経由する場合は、税関の管理下におかれ、協定に規定されていない新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

日EU・EPA協定の規定を満たす製品については、

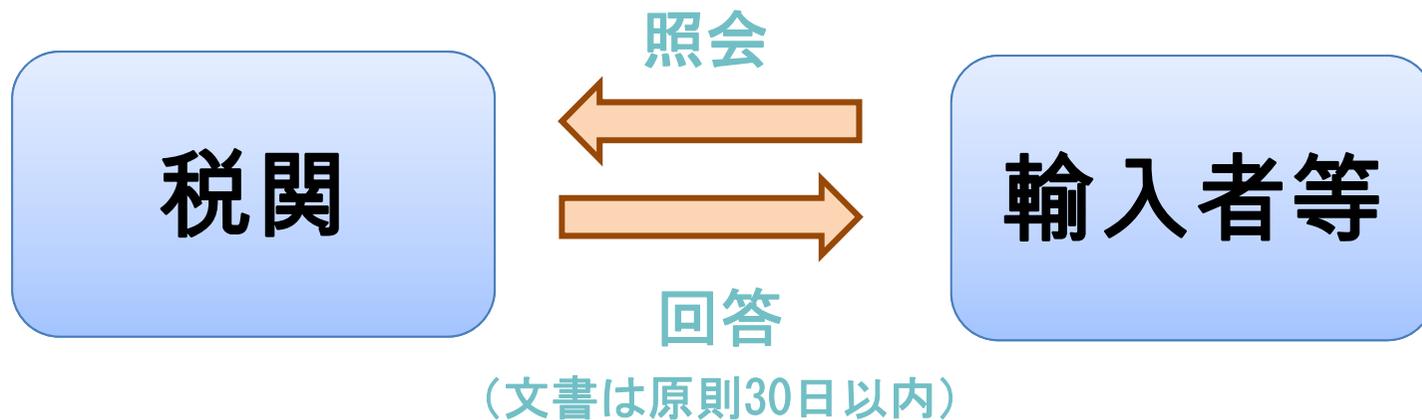
- ・ 同協定の発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの、または、
- ・ すでに輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物

を協定発効後に輸入申告する場合、必要な特惠要求手続が行われることを条件として、日EU・EPA税率の適用が可能。



※なお、原産品申告書は、協定発効後に作成可能。

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、日EU・EPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

原産地関連情報

原産地関連情報を、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載しています。

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)右下の



原産地規則ポータル

をクリック!!

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

このページの本文へ

→ 日本語

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実原産地規則の適切な運用の確保に取り組んで

ピックアップ

- 原産地規則全般
 - ▶ [原産地規則の概要](#)
- 品目別原産地規則
 - ▶ [品目別原産地規則の検索](#)
 - ▶ [品目別原産地規則一覧表](#)
- EPA
 - ▶ [EPA原産地規則マニュアル](#)
 - ▶ [日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き](#)
 - ▶ [EPA原産地規則について\(詳細版\)](#)
 - ▶ [経済連携協定全般\(譲許表、ステーキング表、HSコードの取扱等\)](#)
 - ▶ [TPP原産地規則について](#)

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認

TPP11、日EU・EPAの発効に合わせて改訂予定です。

各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。